

高知県農作物栽培慣行基準

令和6年11月28日策定

対象作物名	作型等	節減対象農薬 の設定基準(有効成分回数)	化学肥料の窒素 成分量の設定基準 (kg/10a)	平均的な 栽培期間等	備 考
普通作物					
水稲	早期稲	18	10		
	普通期稲	20	10		WCS、飼料用米含む
大豆	夏、秋大豆共通	11	3		
茶		14	66		
果菜類					
ナス類	ハウス栽培	62	74	12ヶ月	単花処理を行うホルモン剤 については1作の使用回数 を1回とする。
	雨よけ・露地栽培	49	55	9ヶ月	
キュウリ	ハウス栽培	81	125	11ヶ月	
	雨よけ・露地栽培	25	32	5ヶ月	
ピーマン類	ハウス栽培	42	70	12ヶ月	
	雨よけ・露地栽培	39	47	9ヶ月	
シシトウ	ハウス栽培	47	75	12ヶ月	
	雨よけ・露地栽培	30	58	9ヶ月	
トマト	ハウス栽培	41	37	12ヶ月	単花処理を行うホルモン剤 については1作の使用回数 を1回とする。
	雨よけ・露地栽培	46	39	9ヶ月	
ミニトマト	雨よけ・露地栽培	37	38	9ヶ月	
イチゴ	ハウス栽培	48	25	12ヶ月	
スナップエンドウ	雨よけ・露地栽培	10	15	7ヶ月	
オクラ	ハウス栽培(後作)	14	24	7ヶ月	
	雨よけ・露地栽培	26	61	8ヶ月	
スイートコーン	雨よけ・露地栽培	9	22	1回作	
アールスメロン	ハウス栽培	30	14	1回作	
カボチャ	露地栽培	16	22	1回作	
葉菜類					
レタス	雨よけ・露地栽培	15	20	1回作	
ホウレンソウ	雨よけ・露地栽培	6	18	1回作	
ニラ	ハウス栽培	44	85	7回作 (刈り捨て含む)	農薬の設定基準のうちハウ ス栽培では14回、露地栽培 では10回は播種から株養成 期間中の使用回数である。
	露地栽培	32	65	3回作	
ミズナ	ハウス栽培	5	15	1回作	
サラダ菜	ハウス栽培	10	15	1回作	
キャベツ	雨よけ・露地栽培	15	20	1回作	
ブロッコリー	雨よけ・露地栽培	22	39	1回作	
チンゲンサイ	ハウス栽培	6	10	1回作	

対象作物名	作型等	節減対象農薬 の設定基準(有 効成分回数)	化学肥料の窒 素分量の設 定基準 (kg/10a)	平均的な 栽培期間等	備 考
葉菜類					
青ネギ	夏ネギ(株分 け、露地栽培)	26	31	1回作	
	冬ネギ(株分 け、露地栽培)	15	30	1回作	
コネギ	夏まき	15	24	1回作	
	秋冬まき	10	24	1回作	
	冬春まき	11	24	1回作	
ナバナ	露地栽培	7	37		
タマネギ	露地栽培	18	20	1回作	
ハクサイ	露地栽培	20	30	1回作	
根菜類					
ショウガ	露地栽培	30	34	8ヶ月	
新ショウガ	ハウス栽培	8	70	1回作	
ニンジン	露地・トンネル栽培	8	8	1回作	
ダイコン	露地栽培	8	10	1回作	
バレイショ	露地栽培	12	20	1回作	
ミョウガ (養液栽培)	ハウス栽培	38	-	1回作	
イモ類					
サトイモ(白芽芋)	露地栽培	10	32		
早堀カンショ	トンネル栽培	10	8		
カンショ	露地栽培	9	12	採苗期間含む	
果樹類					
温州ミカン	露地栽培	34	20		
	ハウス栽培	31	15		
ブンタン	ハウス栽培	18	21		
	露地栽培	27	31		
コナツ	ハウス・露地栽培	24	30		
中晩柑類	ハウス・露地栽培	24	30		コナツの基準を準用
ポンカン	露地栽培	13	27		
ハッサク	露地栽培	14	25		
ユズ	露地栽培	18	35		
キウイフルーツ	露地栽培	12	20		
ナシ	露地栽培	31	38		農薬が処理された農業資材 (果実袋等)を使用する場 合は、節減対象農薬の使用 回数に含める。
スモモ	露地栽培	13	19		
クリ	露地栽培	6	16		

対象作物名	作型等	節減対象農薬 の設定基準(有効成分回数)	化学肥料の窒素 成分量の設定基準 (kg/10a)	平均的な 栽培期間等	備 考
花き類					
ユリ	ハウス栽培	11	10		

(注意事項)

1 化学合成農薬削減割合の計算方法

$$\text{化学合成農薬削減割合} = (1 - A/B) \times 10$$

A = 農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B = 当該農産物における慣行基準の化学合成農薬使用回数

(注) 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 化学肥料削減割合の計算方法

$$\text{化学肥料削減割合} = (1 - A/B) \times 10$$

A = 農産物に現に使用した化学肥料の窒素成分量

B = 当該農産物における慣行基準の化学肥料の窒素成分量

(注) 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 展着剤、増量剤、共力剤等で、農薬の有効成分を含まない場合は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおける使用回数の対象とならないため、本基準では含めない。

4 「ハウス栽培」は、園芸用ハウスを用いて、促成、抑制等の作期の調整を行う栽培であり、「雨よけ」は、降雨防止等を目的に園芸用ハウスを用いた栽培である。

5 栽培期間及び収穫回数が平均的な栽培期間等と異なる場合は、その期間で按分して使用回数を算出する。